

奄美群島の学生のための 選挙広報紙

令和3年2月発行

選挙のめいすいくん

引っ越したら、住民票を移しましょう~!!



進学や就職などで転出した場合、原則、現在住んでいる居宅が住所地になります。

住所の異動がある場合には、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。

転出前に、転出届を引っ越し前の市町村役場に提出し、転入したら、転入届を引っ越し後の市町村役場に提出しましょう。

引っ越したら、どこで投票できるのですか？



メイちゃん

新住所に引っ越してから、3か月経過していれば、新住所地で投票ができます。

ただし、住民票を移している必要があります。



引っ越して3か月経たないうちに選挙があるときは、投票できないのですか？



引っ越し前の住所(旧住所地)に3か月以上居住していたのであれば、旧住所地で投票ができます。

(注) 都道府県(市区町村)の選挙においては、当該都道府県(市区町村)の区域外に転出した方は、当該都道府県(市区町村)の選挙の投票はできません。



詳しくは、お住まいの市町村選挙管理委員会へお問い合わせください。



～令和3年度に執行予定の奄美群島内の選挙です！～

選挙の種類	任期満了日	前回投票率
和泊町長選挙	令和3年7月13日	無投票
大和村長選挙	令和3年9月9日	無投票
衆議院議員総選挙	令和3年10月21日	70.02%
伊仙町長選挙	令和3年10月30日	91.65%
龍郷町長選挙	令和3年11月9日	89.41%
奄美市長選挙	令和3年11月30日	48.06%
知名町長選挙	令和3年12月20日	88.92%
伊仙町議会議員選挙	令和4年2月2日	89.38%

※ 衆議院議員総選挙の前回投票率は、奄美群島内の合計です。(県内投票率は56.09%)

選挙は、私たちの暮らしや社会づくりに参加できる大事な機会です。
 「贈らない」、「求めない」、「受け取らない」ことはもちろんですが、**「棄権しない」**
 ことも大切です。
 自分の1票を有効に生かすため、期日前投票を活用するなどして、必ず投票に行きましょう！

鹿児島県知事選挙の18歳・19歳の投票結果

(鹿児島県選挙管理委員会調べ)

令和2年7月12日(日)に行われた鹿児島県知事選挙の18歳・19歳の投票率は次のようになりました。

奄美群島内では、龍郷町の18歳・19歳の投票率が最も高く、県平均も上回りました。

※大和村・宇検村・伊仙町・和泊町・与論町の18歳・19歳の投票率は、未成年の有権者が少なく、個人の投票状況が特定される可能性があることから、個別の投票率を公表していません。

